

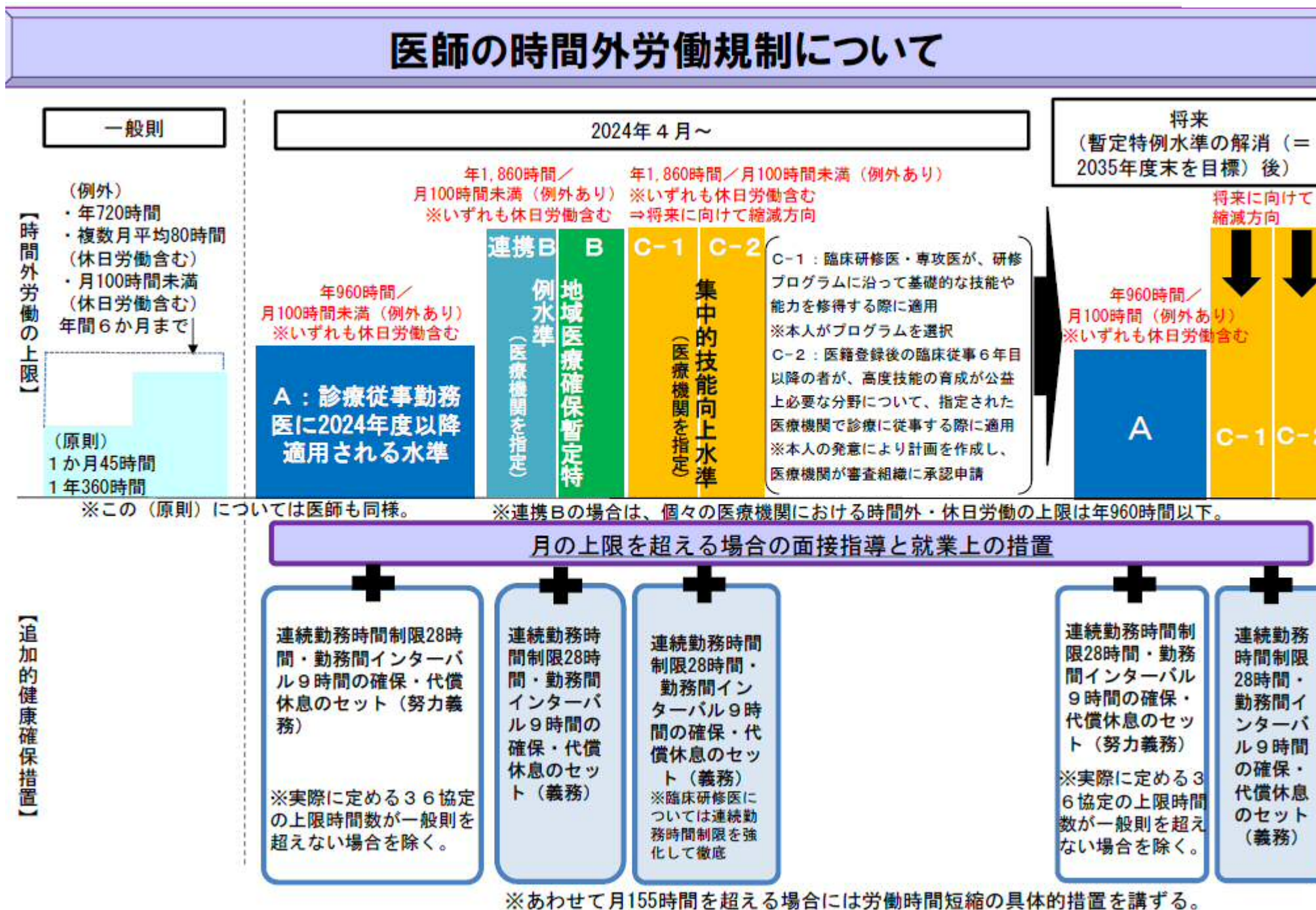
## 勤務医の時間外勤務上限規制への対応について

### 1 概要

2018年7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、**診療従事勤務医に対する時間外労働規制が2024年度から適用される**。  
 また、2021年5月28日公布の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、**長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等**が整備され、以下の措置を講じることとなった。

- 勤務する医師が長時間労働となる医療機関における**医師労働時間短縮計画の作成**（努力義務）
- 地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、**時間外労働規制の特例水準（B・C水準：年1,860時間以下）の適用対象となる医療機関として、2023年度までに都道府県知事が指定**
- 当該医療機関における健康確保措置**（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施 等

<2020.12.22 医師の働き方改革の推進に関する検討会 参考資料より抜粋>



### B・連携B水準の対象となる医療機関の要件

#### B水準対象医療機関

##### 【医療機能】

- ・三次救急医療機関
- ・二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」 かつ 「医療計画において5疾病・5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
- ・在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
- ・公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関 (特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関
- ・特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

##### 【長時間労働の必要性】

- ・上記機能を果たすために、やむなく、予定される時間外・休日労働が年 960 時間を超える医師が存在すること。

#### 連携B水準対象医療機関

##### 【医療機能】

- ・医師の派遣を通じて地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 (例) 大学病院、地域医療支援病院のうち当該役割を担うもの

##### 【長時間労働の必要性】

- ・自院において予定される時間外・休日労働は年 960 時間以内であるが、上記機能を果たすために、やむなく、他の医療機関での勤務と通算での予定される時間外・休日労働が年 960 時間を超える医師が存在すること。

※B・連携B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、「長時間労働の必要性」に該当する医師に限られる。

## 2 医師（勤務医）の働き方改革への支援における県の取組

### (1) 愛知県医療勤務環境改善支援センター（2021年度委託先：愛知県医師会）

2014年6月の医療法の改正により、都道府県は、各医療機関の自主的な取組を促進するため、看護師など医療従事者の勤務環境の改善に関する相談対応や必要な情報の提供などを行う「医療勤務環境改善支援センター」を設置するよう努めなければならないとされた。そこで、本県においては、2016年2月に「愛知県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、愛知労働局が行う医療労務管理支援事業と一体となって、医療従事者の勤務環境の改善に関する事業を行っている。

#### <事業の概要>

- ・医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言・援助を行う。  
（相談例）有給休暇の取得促進策、時間外労働の削減策、医師労働時間短縮計画の作成支援など
- ・医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行う。  
（例）勤務環境改善に関する研修会（勤務環境改善マネジメントシステム導入研修）
- ・医療勤務環境改善支援センター運営協議会を設置し、関係機関との連携体制を構築する。  
（関係機関）医師会、病院協会、看護協会、医療法人協会、社労士会、愛知労働局 等

### (2) 地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金

#### ア 補助対象医療機関

2024年度から適用される**医師の時間外労働の上限規制を超える医師を雇用**しており、救急医療等を担うことによる**時間外労働規制の特例水準の指定を予定している医療機関**（なお、救急車搬送件数が年間2000件以上となり、診療報酬で「地域医療体制確保加算（入院初日に限り520点）」を取得している病院は補助対象外。）

#### イ 補助対象事業（補助基準額：病床1床当たり133,000円）

勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定、当直明けの勤務負担の緩和、複数主治医制の導入、タスク・シフティングの推進など、**医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた総合的な取組**（経費例示：ICT等機器の整備費用、休憩室整備費用、改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費等）

### (3) 県内医療機関の勤務環境に関する実態把握（病院分）

#### ○時間外労働時間

	2021年度調査 (2020年実績)	2020年度調査 (2019年実績)
年960時間を超える該当者あり	17.1%(40件)	13.2%(39件)
うち、年1860時間を超える該当者あり	1.7%(4件)	1.7%(5件)
該当者なし	80.3%(187件)	84.5%(250件)
把握していない	2.6%(6件)	2.3%(7件)
合計	100.0%(233件)	100.0%(296件)

〔補足 2021年度調査 回答率 72%(233/322)  
2020年度調査 回答率 92%(296/321)〕

#### ○目標水準

	2021年度調査	2020年度調査
A	64.8%(151件)	55.1%(163件)
連携B	2.1%(5件)	
B	5.6%(13件)	6.8%(20件)
C-1	0.4%(1件)	
C-2	0.0%(0件)	
複数	3.0%(7件)	
未定/分からない	17.2%(40件)	29.4%(87件)
無回答	6.9%(16件)	8.7%(26件)
合計	100.0%(233件)	100.0%(296件)

○主な取組事例  
 ・ICカードの打刻による出退勤時間の管理及び労働時間の把握  
 ・連続当直の禁止、当直明けの業務を免除、当直医師を非常勤で確保  
 ・医師事務作業補助者の活用、書類作成ソフトの導入  
 ・診療看護師の活躍  
 ・院内保育所の設置、短時間勤務制度の導入 等

### 3 今後の対応

- 「愛知県医療勤務環境改善支援センター（委託先：愛知県医師会）」において、医業経営の専門知識を有するアドバイザーによる相談・助言等、対象医療機関に対する支援を行っていく。
- 補助事業を活用して、医師の労働時間短縮に向けた関係医療機関の総合的な取組への支援を行っていく。
- 国が2022年4月に施行予定の「特例水準医療機関の指定に関する事前準備規定」を踏まえ、2023年度までに対象となる医療機関を指定する。

<2021.7.1 第12回医師の働き方改革の推進に関する検討会資料>

